

1 用語の説明

1 病院・診療所

病院とは、医師又は、歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者20人以上の収容施設を有するものをいい、傷病者が科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ運営されるべきものである。

診療所とは医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。(医療法第1条の5)

病院を便宜上、次の5種にわけている。

- 1) 精神病院 精神病床のみを有する病院
- 2) 結核病院(療養所) 結核病床のみを有する病院
- 3) 感染症病院 感染症病床のみを有する病院
- 4) 一般病院 上記以外の病院

注1) 「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、平成8年4月から「らい病院」は、「一般病院」に含まれた。

注2) 平成9年医療法改正により、平成10年4月から総合病院制度は廃止された。

注3) 「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の施行により、平成11年4月から「伝染病院」は「感染症病院」に改められた。

2 病院の病床

病床とは、医療法に基づき「患者収容定員」として、許可を受けている許可病床をいう。

なお、病床の種類は、病院種別毎の病床と、病床種別毎の病床とに区分している。

(1) 病院種別病床 上記1の1)から4)の各病院ごとの病床

(2) 病床種別は次の区分とする。

- 1) 精神病床数 精神病院の病床数と「一般病院の精神病床」の病床数とを併せたもの
- 2) 結核病床数 結核病院の病床数と「一般病院の結核病床」の病床数とを併せたもの
- 3) 感染症病床数 感染症病院の病床数と「一般病院の感染症病床」の病床数とを併せたもの
- 4) 療養病床 病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く。)又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
- 5) 一般病床 一般病院の「精神、結核、感染症病床、療養病床を除く」病床数
- 6) その他の病床数 一般病院の「精神、結核、感染症病床を除く」一般病床及び経過的旧その他の病床数(経過的旧療養型病床群を含む)
- 7) 一般病床等 一般病床及び経過的旧療養型病床群を除く経過的旧その他の病床
- 8) 療養病床等 療養病床及び経過的旧療養型病床群
- 9) 療養型病床群の病床数

一般病床のうち一群のものであつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を収容するための病床の数

注1) 「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、平成8年4月から「らい病床」は、「一般病床」に含まれた。

注2) 「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の施行により、平成11年4月から「伝染病床」は、「感染症病床」に改められた。

注3) 平成15年9月より病院の病床区分は、精神・感染症・結核・一般・療養の5区分となった。

3 病院の在院患者

在院患者とは、毎日午後12時(24時)現在、病院に在院中の患者をいう。その日に入院してその日のうちに退院したもの、あるいは死亡したものは含めない。

4 病床利用率

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

ただし、平成11年以前における(年間)病床利用率は、

$$\text{(年間)病床利用率} = \frac{\text{1日平均在院患者数}}{\text{6月末病床数}} \times 100$$

5 平均在院日数

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})} \times 100$$

ただし、療養型病床群における平均在院日数は、

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床へ移された患者数})} \times 100$$

6 県別受療率

$$\text{県別受療率} = \frac{\text{調査日(1日)に医療施設で受療した当該県に住所を有する推計患者数}}{\text{当該県の人口}} \times 100$$

7 県内受療割合

$$\text{県内受療割合} = \frac{\text{当該県に住所を有する患者で当該県内の医療施設で受療した推計患者数}}{\text{当該県に住所を有する推計患者数}} \times 100$$

8 患者住所地・施設所在地別推計患者数

- 1) 患者住所地別 当該都道府県に住所を有している患者数
- 2) 施設所在地別 当該都道府県の医療施設で受療している患者数

9 特定疾患

- 1) 一般疾病 傷病分類のうち精神障害と結核を除いたもの
- 2) 精神及び行動の障害 傷病分類のうち精神障害
- 3) 結核(後遺症を除く) 傷病分類のうち結核

10 本資料作成に用いた資料

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| 1) 医療施設に関するもの | 医療施設調査・病院報告 |
| 2) 患者に関するもの | 患者調査 |
| 3) 医療従事者に関するもの | 医師・歯科医師・薬剤師調査
衛生行政業務報告（厚生省報告例） |

・「医療施設調査」について

病院及び診療所の分布及び整備の実態、診療機能の実態調査
静態調査は3年に1度、動態調査は毎年10月1日現在
直近は平成16年10月1日現在

・「患者調査」について

病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態調査
調査は3年に1度、直近は平成14年10月1日現在

・「医師・歯科医師・薬剤師調査」について

全国の医師・歯科医師・薬剤師の分布及び就業の実態調査
調査は隔年12月末現在、直近は平成16年末

・「衛生行政業務報告（厚生省報告例）」

各都道府県・指定都市における衛生行政の実態調査
調査は毎年（医療従事者の調査は隔年）直近は平成16年末